社会人向け支援制度

専門実践教育訓練給付金制度

専門実践教育訓練給付金制度とは？

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図る事を目的とする雇用保険の給付制度です。雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合、教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）がハローワークから支給されます

《　本校での給付制度対象講座　》

自動車総合学科　　２級自動車整備士コース
こども総合学科　　音楽幼２・保育士コース　／　製菓幼２・保育士コース
　　体育幼２・保育士コース

《　給付制度の内容　》

	専門実践教育訓練
支給額 （受講者が支払った訓練経費×右欄の割合）	４０％　＊1
支給額の上限	３２万円／年　＊2
支給期間	原則２年

＊1　訓練を修了し、資格取得等をし、修了から１年以内に被保険者として雇用された又は雇用されている場合等には、２０％を追加給付

＊2　＊1の２０％の追加支給を受けた場合には　４８万円／年

なんと２年間で９６万円　給付

さらに、**上記給付金に加えて、雇用保険の基本手当（失業保険）が最大９０日受給**できます。

その後、４５歳未満の離職者は、**教育訓練支援給付金**　が引き続き給付可能

＊山陰中央専門大学校では、支給要件を満たしているかどうかの判断はできませんので、受給資格の有無などが不明な方は、必ずハローワークにてご確認ください。